

忠岡町子ども・子育て会議（第7回）会議概要

■日 時：平成28年11月9日（水）午後7時～

■場 所：忠岡町役場 2階 健康講座室

■委員構成

[委 員]◎藤田委員、○高見委員、○勝元委員、小島委員、東委員、柏原委員
土居委員、大谷委員、道口委員、根来委員、内藤委員、高橋委員、新川委員
中元委員、森委員、片山委員、勝元委員、島田委員、泉元委員、土井委員
◎会長、○副会長

[事務局]教育委員会 富本、二重、岩根、森

■傍聴者数 1名

■配付資料

会議次第

資料1 実績報告について

資料2 忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針について

会議条例

忠岡町子ども・子育て応援プラン2015

■会議次第

1. 委嘱状の交付と委員の紹介
2. 町長あいさつ
3. 会長あいさつ

<案件>

1. 実績報告について
2. 忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針について
3. その他

■会議概要

次第1 委嘱状の交付と委員の紹介

○事務局の進行により、和田町長から委員を代表して勝元委員へ委嘱状を交付（略）その後、各委員のお名前を読み上げ紹介する。

次第2 町長あいさつ

みなさん、こんばんは。大変寒い夜のお集まりにご出席を賜りまして、ありがとうございます。また、お勤めや昼間のお疲れの中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

たまには、夜の会議をと思ひまして計画した次第で、色々あつてご出席のしやすいように考えてこのような時間になったことをお許しいただきたいと思ひます。

皆様方、ご承知のとおり、先の町長選挙におきまして住民、各議会の皆様の温かいご支援とご理解を賜りまして、引き続き行政推進に携わることになりました。皆様方に色々ご協力をいただく中で、町の発展に寄与したい、また自分自身も頑張っていきたいと思ひている次第でございます。

特に、子どもを産み・育てやすい環境を整えていくというようにしていかなければならないと思ひ、このような目標を持つとともに、充実の子育てをととも考え、次代を担う子どもに重点を置き、まちづくりをしていこうと思ふところでございます。

また、具体的な政策といたしまして、町内の保育所と幼稚園を統合し、子どもの利益を第一に考え、子どもに対する質の高い、よりきめの細かい教育・保育の提供を行い、子育て支援や家庭支援機能の充実、保育所・幼稚園と小学校との連続性、連携、交流を行うため、幼保一体化施設として、認定こども園の開園を目指して、検討を進めていくところでございます。

委員皆様には、ご苦勞をおかけすることがあると思ひますが、本町の子ども・子育て支援がよりよいものとなるよう、ご理解・ご協力を賜りたいと思ひます。お願いをいたしまして、あいさつに代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局より、資料の確認と委員の出席状況の報告。委員20名中、18名の出席であり、会議が成立している旨を報告。(欠席委員：新川委員、勝元委員)

副会長1名が欠員のため選任が必要。選任については、事務局一任との委員からの声があり、事務局提案として副会長に、「忠岡町民生委員児童委員協議会会長の勝元委員」について提案し、委員の異議なしの声により承認された。

次第4 会長あいさつ

みなさん、こんばんは。会長の藤田でございます。

本日は、お忙しい中、また遅い時間の開催にも関わらず、ご出席いただきましてありがとうございます。さて、今回でこの会議も7回目を迎えました。

本町の応援プランは、子ども・子育て支援のために平成27年度から平成31年度までの5年間の計画となっております。この5年間の計画と実績を比較検証することで、本町の子育て環境の問題点を明らかにし、より一層子育て支援の充実を図って参りたいと思ひます。

また、今回は「忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針について」の説明もあると聞いております。忠岡町の子どもたちの未来が、よりよいものとなるように、委員皆様の忌憚のないご意見を聞かせていただき、有意義な会議となることをお願ひ申し上げ挨拶とさせていただきます。

いただきます。それでは、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局:最初に当会議のこれまでの経過につきまして簡単に説明させていただきます。当会議は、平成27年4月から全国的に子ども・子育て支援新制度がスタートすることから、各市町村において子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。それに伴いまして本町においては、平成25年10月に当会議を設置し、小学生以下の子どもさんがおられる全ての世帯を対象にニーズ調査を実施し、その回答をもとに、「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015」を策定いたしました。

本町の応援プランにつきましては平成27年度から平成31年度までの5年間の忠岡町の子ども・子育てに関する様々な目標を達成するべく策定されたもので、今後は各年度毎の実績報告、達成状況などについて会議において報告させていただき、次期計画への足がかりとさせていただく所存であります。つきましては、委員みなさまの活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが当会議の経過説明を終わります。

それでは、これからの議事進行につきましては、当会議条例第5条第1項の規定により、会長が会議の議長となることとなっております。

これからの会議につきましては、藤田会長にお願いしたいと思います。それでは藤田会長、議事進行の方よろしくお願いたします。

案件1. 実績報告について・・・資料1に基づき、事務局説明（略）

委員:資料1の幼稚園の表のところの一番右端に参考と書かれていますが、何のことかわからないので教えていただきたい。

事務局:今、ご質問いただきました内容に関しましては、私学助成の幼稚園を記載しております。平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、従来の私学の幼稚園の中でも、施設型給付の対象となる幼稚園と私学助成の対象となる幼稚園ということで、幼稚園の形態があります。

その中で、施設型給付の対象となる幼稚園に関しましては、忠岡町から施設へ施設型給付費を給付しており、私学助成の幼稚園は町から私学助成という形で助成金を出している幼稚園となります。

表の町外の幼稚園2件につきましては、施設型給付の対象の幼稚園を掲載しております。

委員:私学助成の幼稚園欄の単位は、表の上には単位が人と書いてあるが、人数なのか、施設数なのか、分かりません。

事務局:私学助成の幼稚園の単位は、人数です。

委員:先ほどの私学助成について補足させていただきます。

忠岡町には私立幼稚園がありませんが、在住の子どもたちが町外の私立幼稚園に通っています。今、事務局からも説明がありましたが、近隣の私立幼稚園の中には、私学助成の幼稚園と施設型給付の幼稚園の2種類が混在している状況です。

私学助成と施設型給付の幼稚園は何が違うかといいますと、私学助成は大阪府との関りが強く、施設型給付は市町村との関りが強いという分け方で補足をさせていただきます。

忠岡町には私立幼稚園はないのですが、私も在住の子どもたちが近隣の私立幼稚園へ通われているということで、この場に参加させていただいております。

委員：健康福祉部長の東でございます。

子ども・子育て応援プランの80ページの妊婦健康審査事業の現状ということで金額を記載しておりますが、計画策定時ではこの金額でございますが、現在は平成27年度から助成額といたしまして85,790円から116,850円に変わっておりますので、ご報告させていただきます。

案件2. 忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針について・・・

事務局：これから基本方針の内容を説明させていただきますが、こちら作成いたしました基本方針は、1つの案であり、また選択肢のひとつとして示しております。内容の中には今後の方針やスケジュールなどを明確に示しておりますが、この内容で決定というわけではないことを先にお伝えいたします。この基本方針を基に、今現在、より詳細な基本計画を策定中であります。その基本計画を作るにあたり、子育て会議の委員皆様のご意見を反映させていただこうと考えており、今日を含めて3回程度開催し、最終的な基本計画を策定しようと考えております。また、この案件では多くの内容がありますので、説明の後にご意見ご質問等をお受けさせていただきますが、すぐにご意見ご質問等が出てこないかとも思います。次回会議までに事務局の方までお電話でも直接ご来庁いただいても結構ですので、ご意見ご質問をいただきたく思いますので、よろしく願いいたします。それでは、資料に沿って説明に入らせていただきます。

資料2に基づき、事務局説明（略）

委員：幼保一体化の施設では、原則、「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」の両方を持つ職員が子どもの教育を担当することになるとありますが、こども園は2つの資格を持つ職員しか指導・教育ができないのですか。

事務局：認定こども園で働くには「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」の両方を持っている先生が、「保育教諭」という新しい名称で先生として働くこととなります。

委員：今現状、資格保有者はいないのでしょうか。

事務局：基本的に保育所で働く先生は「保育士資格」を持っていますが、「幼稚園教諭免許」を持っている先生もいます。

今後、認定こども園に移行していく中で、両方を保有してもらわなければなりませんので、持っていない先生につきまして、現在免許を取得しにいらっている状況であります。認定こども園になった時点では、すべての先生が両方の免許を持っていないと働いてもらえないので、そのようになるよう動いております。

委 員：民営化はもう決まっているのですか。

事務局：あくまで1つの案として民営化を検討しておりますので、決まったわけではなく、今後民営化も含めて計画を立てていく中で、また皆様のご意見もお聞きかせいただければと思います。

委 員：それは私立になるのですか。町立になるのですか。

事務局：私立という形になります。

委 員：今の町の職員はどうなるのですか。

事務局：そのあたりにつきましても、まだ確実に民営化が決まっておりませんので、現在の職員の今後の体制についても、はっきり決まっていない状態でございます。

会 長：これから細かく決めていくわけですね。

事務局：今、お示しさせていただいたのは、あくまでも1つの案でございますので、今後細かく民営化も含めて決めていきます。

委 員：非正規職員というのはどういう立ち位置になるのですか。

事務局：町の正規職員ではない、臨時職員やパートの方です。

案件3. その他について

事務局より、基本方針を基に、今現在、より詳細な基本計画を策定中であり、その基本計画を策定していく上で委員皆様にご意見をいただき、反映させていこうと考えているため、ご意見等があれば事務局までご連絡をいただきたい旨を伝える。また、次回は12月中に会議を予定しており、その際には、基本計画の素案をお示しさせていただく予定であることを伝え、次回の会議への参加も願います。

質問、意見等について

特になし

会 長：以上をもちまして、本日の会議に提出いたしました案件は、すべて終了いたしました。委員皆様ご協力ありがとうございました。

事務局：藤田会長様どうもありがとうございました。これをもちまして、第7回忠岡町子ども・子育て会議を終了させていただきます。委員の皆様、本日は遅い時間にも関わらず、長時間どうもありがとうございました。

終了時刻午後8時